

会 議 録

1. 会議の名称 第66回熊取町原子力問題対策協議会
2. 開催日時 平成31年2月7日(木)午後1時30分から
3. 開催場所 熊取町役場 北館3階 大会議室
4. 議題 案件(1)役員選出について
案件(2)京都大学複合原子力科学研究所の現状報告について
案件(3)原子燃料工業株式会社熊取事業所の現状報告について
案件(4)その他
5. 公開・非公開の別 全部公開
6. 傍聴者数 0人
7. 審議等の概要 案件(1)役員選出について
・欠員となっていた委員長に、委員の互選により自治会連合会会長の北川英人氏が選出されました。

案件(2)京都大学複合原子力科学研究所の現状報告について
・京都大学各担当者から配付資料に基づき、次のとおり説明が行われ、了承されました。
【説明内容】
 1. 京都大学研究用原子炉(KUR)等の状況について
 - ①KUR(kyoto University Research Reactor)は、年1回の施設定期検査を昨年8月10日に終了し、同日付で、施設定期検査合格証が交付され8月21日から利用運転が開始されたこと、利用運転は2月14日で終了し、翌週から年1回の施設定期検査期間に入ることを報告がありました。今年度のホウ素中性子補足療法医療照射は今年1月末時点で26件であった報告を受けました。
 - ②今年の1月に2019年度の共同利用研究の申請課題の審査を行った結果、採択件数は284件(前年度比116.4%)で、研究炉を利用した採択課題は、昨年度から大幅に増加し、専門研究会8件、ワークショップ1件も採択した旨の報告がありました。
 2. 京都大学臨界集合体実験装置(KUCA)で使用されている高濃縮ウラン燃料の米国への撤去及びKUCAの低濃縮化への対応について

・平成28（2016）年の春に開催された核セキュリティ・サミットにて、日米合意されましたKUCA（kyoto University Critical Assembly）で使用されている高濃縮ウラン燃料の米国への撤去及びKUCAの低濃縮化への対応について、高濃縮ウラン燃料の撤去については、昨年7月27日の本協議会で日米政府関係機関・国内関係省庁等との調整状況を説明の上、協議・了承されていること、輸送に関しては、関係省庁、警察署の指導の下、安全対策には万全を期すことの説明がありました。また、昨年7月27日の本協議会で協議・了承を得た「KUCAで使用する燃料変更に伴う原子炉設置変更承認申請」につきましては、新たに製造する燃料の仕様確定に当初想定以上に時間を要したが、今年度には原子力規制委員会に申請する予定である旨の説明がありました。

3. 原子炉施設等の廃止措置実施方針の作成・公表について

・原子力施設の稼働停止から廃止へのより円滑な移行を図るため、廃止を実施する前の早い段階から、廃止措置を実施するための方針を作成・公表することが原子力規制委員会から義務づけの決定があり、この決定を受けて、京都大学複合原子力科学研究所にある2基の原子炉施設（KUR及びKUCA）と核燃料の使用施設について、将来の廃止に向けた「廃止措置実施方針」を別添のとおり作成のうえ、昨年12月28日にHPに公表したこと、これらの施設の安全を十分に確保した上で今後も運転・使用を継続し、共同利用研究所として「複合原子力科学」を推進していくことについて説明がありました。

4. 京都大学複合原子力科学研究所原子力事業者防災業務計画の修正について

・原子力事業者防災業務計画は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の規定に従い毎年1回その内容を見直し、必要に応じ修正することが求められており、今回内容の見直しとして、原子力規制庁緊急事案対策室等からコメント対応及び誤植等の修正を行う必要があるため、原災法の規定に従い、熊取町長、大阪府知事等関係者と防災業務計画の修正協議を2月上旬頃から開始を予定し、協議のうえ了承されれば、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に修正の届出を予定している旨の説明がありました。

5. 京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定の改正について

・新たにKURに係る機器として設置の申請手続きを行う重水分析用放射線測定装置について、原子炉施設保安規定の別表等に追記する必要があり、安全協定に従って熊取町長に通知の上、原子炉施設

保安規定の変更承認申請書を平成30年6月12日付けで原子力規制委員会に提出し、7月23日付けで承認された旨の報告がありました。その後、使用前検査に合格した第2固形廃棄物倉庫について、原子炉施設保安規定の関係条項と別図・別表に追記等を行うなどの修正が必要になったことから安全規定に従って熊取町長に通知の上、原子炉施設保安規定の変更承認申請書を平成30年9月6日付けで原子力規制委員会に提出し、11月22日付けで承認された旨の報告がありました。

6. 平成30年度の原子力規制委員会による原子炉施設等の保安検査状況について

・平成30年度の原子力規制委員会による原子炉施設等の保安規定の遵守状況に関する保安検査が第2四半期分（8月29日～31日）、第3四半期分（11月30日、12月5日～6日）として実施され、特に保安規定違反等の問題はなかった旨の報告がありました。

7. 平成30年度第2回緊急訓練等について

・昨年10月5日に平成30年度第2回緊急時訓練を実施、原子力防災組織の対応能力向上を目的として、震度6強の地震により、5MWで運転中であったKURの冠水維持バウンダリが損傷、炉心タンク水位が低下し、全面緊急事態（GE）に至る事象を想定した総合訓練を実施した旨報告がありました。

【質疑】

・なし

案件（3）原子燃料工業株式会社熊取事業所の現状報告について

・原子燃料工業株式会社熊取事業所各担当者から配付資料に基づき、次のとおり説明が行われ、質疑応答を経て了承されました。

【説明内容】

1. 定期検査等の状況について（平成30年7月～平成31年1月）

・原子力規制庁による平成30年度保安規定遵守状況検査（四半期毎／年4回）についての報告があり、期間中3回あった検査について平成30年5月29日～6月6日に実施された第1回目の検査の際、保安規定違反疑義とされた事案については昨年7月27日の本協議会で報告していたが、その後、8月22日に保安規定違反（監視レベル）と決定された旨の報告がありました。後の2回の検査では保安規定違反はなかった旨の報告もありました。

・IAEA／原子力規制庁による補完的アクセス、棚卸査察、設計情報検認は指摘事項なしとする報告がありました。

・原子力規制委員会による核物質防護規定遵守状況検査は違反事項なしであった旨の報告がありました。(7月27日本協議会でも報告済)

2. 環境放射線モニタリング結果について

平成29年度下期～平成30年度上期における当事業所加工施設からの放出放射線、敷地境界及び事業所外における実効線量及び熊取町内の環境試料中の放射線について配付資料に基づき、問題となる数値はなかった旨の説明がありました。

3. 通報事象について

平成30年7月～平成31年1月の期間に通報事象の発生はなかった旨の報告がありました。

4. 生産状況について

平成30年2月から11月にかけて燃料の生産が行われたこと、7月に連結焼結炉へのガス供給に係る軽微なトラブル(7月27日の本協議会で報告済)があったこと、それ以外は特に問題なく順調に予定生産数量の生産を終了したこと、新燃料輸送についてもトラブルなく計画通り実施している旨の報告がありました。11月13日で新規制対応工事のため生産を停止し、生産再開は工事を終える2020年秋以降を予定している旨の説明がありました。

5. 加工事業の新規制基準対応への取り組み状況について

平成30年10月22日に設計及び工事の方法についての認可申請を行い面談を重ねていること、平成31年1月31日に保安規定変更認可申請を行った加工事業変更許可申請及び保安規定変更認可申請を行ったことについて報告がありました。

6. 新規制基準対応に係るスケジュール

資料のスケジュール表に基づく説明がありました。

7. 原子力事業者防災業務計画に関する状況について(平成30年7月～平成31年1月)

原子力事業者防災業務計画の見直しとして、加工事業者間の協力の明記、原子力事業所災害対策支援拠点に泉大津市の拠点に加えて京都大学複合原子力科学研究所を追加したこと、防災訓練として平成30年9月21日に消防訓練、平成31年1月25日に総合防災訓練を実施したことについて報告がありました。

8. 広報活動の状況について

工場操業停止後、原則として工場見学の受入れを休止していること、一般見学者の受入実績として平成30年9月27日に20人であったこと、毎年4月に開催している熊取事業所一般見学会は新規規制対応工事の為とりやめ、京都大学複合原子力科学研究所の一般公開日に会議室の一部にスペースを設けて事業所紹介ブースを設けて開催することについての説明がありました。

【質疑】

(坂上顧問)

3ページで保安規定違反についての説明がありましたが、もう少し突っ込んだ説明をお願いします。

(松浦環境安全部長)

前回7月の本協議会で報告しましたが、事象の発生した時期は昨年3月下旬で、作業で出て来ます廃棄物の分別をしていました。廃棄物の中にはウランで汚染されたものもありますので、ポリ袋の中に入れてあります。分別作業のときに、そのポリ袋に入れた廃棄物を金属容器に収納しておりましたが、作業中にポリ袋の中の空気が外に漏れたことで、作業エリア近傍の放射性物質濃度が上がったものでございます。上がって社内規定の基準値は超えておりますが、法令値からは約10分の1であります。我々、放射性物質で汚染されたものの取り扱いに問題があったと認識しておりまして、規制庁からもご指摘をいただいて、所員全員の汚染されたものの取り扱いに係る意識を高める教育を実施する等の対策を行っています。

(坂上顧問)

資料の記載では、法令値の約10分の1に上昇したということですが、放射線管理上の基準値以上ということだという風に表現されていますが、さほど問題は無かったということなんでしょうか。

(伊藤所長)

放射線物質が、空気中に出ておりますが、社内管理値のレベルであり人体に影響のあるレベルではございません。また、当該作業者はマスク着用で作業していました。施設内外とも影響のない範囲でございます。

(坂上顧問)

解りました。専門的なことで我々には解り難い点もありますが、原子燃料工業は原子力発電所で使用する原子燃料を製造しているという危険度の高い施設だと思いますので、安全管理はくれぐれも十分な社内教育を施していただきたいということをお願いしておきます。

(伊藤所長)

承知しました。

案件（４）その他

・特に発言はありませんでした。

８．審議会の情報

名称	熊取町原子力問題対策協議会
根拠法令等	原子力問題対策協議会条例
設置期間	昭和４７年１０月２８日から
所掌事務	本町に設置された原子力施設の平和利用と安全性の確保を図るため、必要な調査及び審議を行い、関係機関に意見を具申する。
委員数	１７名

９．担当課

環境課